

I 基本構想で定める  
「自治体経営の基本的な考え方」に基づく  
取り組み

平成 23 年度

## I 基本構想で定める「自治体経営の基本的な考え方」に基づく取り組み 平成 23 年度

平成 13（2001）年 9 月に市議会で議決された基本構想では、21 世紀における自治体の役割を明確に提示しました。この基本構想では、「自治体経営の基本的な考え方」として特に独立して項を設けて展開しており、①行政の役割転換、②協働のまちづくりの推進、③成果重視の行政経営システムの確立、④柔軟で機動的な推進体制の整備、⑤透明で公正な行政の確立の 5 つの考え方から構成されています。

例えば①「行政の役割転換」においては、「安定した市民生活を保障するための仕組みをつくるとともに、市は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換する」としており、行政はセーフティネットの構築やリスク・マネジメントを行いながら、民間の活力や資源を最大限に活用して事業の戦略的展開を図ることを掲げています。

この第 I 章では、基本構想に掲げる「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、2011 年市長表彰（ベストプラクティス表彰、140 ページ参照）で優秀賞を受賞した取り組みを中心に、平成 23 年度の主な「三鷹市らしい取り組み」について紹介します。また、三鷹市全体の取り組みについては、第 II 章から第 IV 章の中で平成 23 年度に新たに策定した第 4 次三鷹市基本計画及び行財政改革アクションプラン 2022 の概要及び取り組み状況等をまとめています。

### 1 東日本大震災への対応

#### 災害対策本部の取り組み

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、激しい揺れが約 2 分間、三鷹市内を襲いました。市内では震度 5 弱を記録し、住宅の屋根、天井、外壁などの一部損壊、塀の損壊などの被害のほか、火災が 1 件発生しました。揺れの大きさや市内の被害状況等から、午後 3 時 1 分に災害対策本部を設置し、直ちに第 1 回災害対策本部会議を召集しました。また、三鷹市消防団も午後 3 時 15 分に消防団本部を設置し、全団員に活動開始命令を行いました。

発災当日から翌日にかけて、市内でブロック塀や大谷石の塀の倒壊が相次いだため、それらの危険排除活動や発生した火災への対応を行う一方、小・中学校、学童保育所、保育園などの子どもの安全確保や、三鷹駅周辺の帰宅困難者対策を中心とした応急対策活動を実施しました。



三鷹市内の被害の状況

その後、東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生等により、供給可能な電力量が低下したことから、都内でも計画停電が実施されることになりました。これを踏まえ、市では約 2 週間にわたり計画停電の情報提供や実施に備えた市民対応を行いました。

市内では、計画停電が4日間実施されましたが、市民の冷静な対応により大きな混乱はありませんでした。

一方、3月23日には、三鷹市にも供給されている金町浄水場の水道水から乳児向け飲用基準の約2倍の放射性ヨウ素 131 が検出され、乳児の水道水の飲用を控えるよう東京都水道局から要請がありました。要請を踏まえ、市では金町浄水場の供給区域外の自治体から水道水を調達し、市内保育園等に配布するとともに、1歳未満の乳児がいる家庭を訪問し、ペットボトル水を配布するなど、安全な水の供給を中心とした対応を3月末まで実施しました。

#### **福島県矢吹町その他被災自治体の復興支援**

東日本大震災の際、市の姉妹町である福島県矢吹町では震度6弱という大きな揺れに見舞われました。内陸であるため、津波の被害こそありませんでしたが、公共施設や一般家屋などの建物、道路や水路などのインフラに多大な被害があり、市民生活に大きな支障が生じました。



震災直後の福島県矢吹町

市では、震災発生後間もない3月14日に、ブルーシートや粉ミルクなど、当面生活に必要なとされる支援物資をトラックに積み込み、職員5人が矢吹町へ届けました。4月2日には河村副市長を団長とする矢吹町災害支援調査団を派遣し、被害状況及び支援内容の調査を行いました。そのときの報告や矢吹町からの支援要請に基づき、矢吹町への支援を中心に被災地への支援を本格化させました。人的支援については、短期派遣として、罹災証明業務や公共施設復旧業務等に延べ63人の職員を派遣する一方、中長期派遣として、平成23年8月から平成24年3月末までの間、道路災害復旧業務、農地災害復旧業務に土木職職員を延べ4人派遣するなど、合計延べ67人の職員が矢吹町の復興支援を行いました。

また、矢吹町では中学校の旧校舎が半壊し、図書室内の図書を取り出すことができなくなり、全国に蔵書の寄贈を呼び掛けていたことから、市では3,738冊の本を寄贈しました。

そのほか、岩手県大槌町、釜石市、宮城県仙台市、石巻市、気仙沼市、福島県いわき市の被災地においても、被災者生活支援、災害廃棄物運搬業務、避難所運営業務、選挙事務などの支援を行うため、14人の職員を派遣しました。

#### **震災による避難者の支援**

震災による避難者に対する相談窓口として、市役所本庁舎2階の相談・情報センターに「被災者支援総合窓口」を設置しました。面談や電話対応などを通じて、総合的に避難者のニーズを十分に把握するとともに、東京都を通じて被災自治体に避難者情報等を提供するなど、円滑な支援につながるよう努めました。また、市内または味の素スタジアムの避難施設に避難していた方を対象に、市営住宅の空き室を家賃・共益費免除で提供したほか、

自家用車で避難した方のために駐車スペースを提供（市役所暫定管理地）しました。

#### 災害対策本部の解散と今後の取り組み

市では、合計 22 回の災害対策本部会議を開催し、市内の電気や水道水等への迅速な対応について、防災課を中心に全庁横断的に展開しました。災害対策本部については、市民生活が徐々に落ち着きを取り戻し、復旧対策も軌道に乗ってきたと考えられたことから、5 月 24 日に解散しましたが、被災地支援等については被災自治体の意向等も踏まえながら柔軟に取り組むこととしました。

その後、市では東日本大震災の経験等を踏まえ、震災時緊急対応対策を策定するとともに、



三鷹市が届けた支援物資

に、事業継続計画[震災編]を策定しました。また、第 4 次基本計画では「危機管理」を緊急プロジェクトに位置付け、重点的に取り組む課題としています。今後とも、市では起こり得るあらゆる危機と多様な事態に対して、迅速かつ確実に対応できるよう、危機管理能力の向上に努めるとともに、市民の命と暮らしを守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

## 2 節電対策の実施と「緑のカーテン」の設置・普及

#### 電力使用制限

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故の影響により、東京電力管内では電力供給量が不足する事態となりました。契約電力 500kW 以上の大口需要家に対して、電気事業法に基づく電力使用制限が実施され、平成 23 年 7 月 1 日から 9 月 22 日（最終的には、9 月 9 日終了）まで、前年の最大電気使用量から 15%以上を削減（ピークカット）することが義務付けられました。

このため、契約電力が 1,000kW の三鷹市民センター（市役所本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、福祉会館、第一体育館、第二体育館、公会堂ホール及び公会堂別館）は、この使用制限の対象となり、前年夏期の最大使用電力量 864kW の 15%を削減し、電力使用量の上限を 735kW 以内に抑える必要が生じました。

#### 庁舎の節電への取り組み

電力使用制限を確実に実施するためには、来庁する市民、体育館や公会堂ホール等の利用者、庁舎内で執務する職員等の理解と協力を得ることが不可欠でした。とくに体育館や公会堂ホールについては、市民サービスを維持するため閉館等の対応は行わなかったことから、電力使用の監視体制を強化し、冷房用の熱源発生装置の運転を深夜から早朝の間に行うなど、電力使用時間帯の効率的な運用に努めました。具体的には、①庁舎内の空調温度設定の厳守、②蛍光灯の間引きや消灯の徹底、③エレベーターの一部停止、④電力使用状況についての情報提供などを実施するとともに、広報や庁舎内掲示等を利用し節電への

協力を呼びかけました。

#### 「緑のカーテン」の設置・普及

節電の必要性が増しているなか、市とNPO法人花と緑のまち三鷹創造協会は、夏期の電力不足や猛暑に備えてゴーヤの苗を栽培し、「緑のカーテン」の活用と普及に取り組みました。前年度に一部の保育園で実施した「緑のカーテン」は、平成23年度に19の市立保育園、9の学童保育所、その他の公共施設（市役所本庁舎、小・中学校等）に拡大しました。また、ゴーヤの苗を、広報等を通じて市民へ配布するとともに、5月に開催した花畑の種まきイベントで参加者にプレゼントするなど、多くの方に「緑のカーテン」を実践していただく機会を提供しました。「緑のカーテン」を広く市民や事業者等に周知・普及することで、エネルギー資源の大切さを改めて認識してもらう一方、植物が持っている温度上昇抑制効果などの自然環境への関心を高めるとともに、育てたゴーヤの実を食べることで食育にもつながる取り組みとなりました。



市役所5階の「緑のカーテン」

#### 節電対策実施の成果

これらの節電対策を実施した成果として、三鷹市民センターにおける平成23年夏期の最大電力使用量は、前年夏期の最大使用量864kWの20.7%減となる685kWとなり、使用制限期間の電力総使用量は、前年の同時期と比べて18.7%削減することができました。市では、これまで環境マネジメントシステム（ISO14001）を運用するとともに、スーパーエコ庁舎推進事業（129ページ参照）に取り組むなど、電力使用量の削減の取り組みを進めていたこともあり、前年に比べて電気料金の実質的な値上げが行われていたにもかかわらず、三鷹市民センターの7月から9月までの3か月分の電気料金の合計は前年比約120万円の減となり、財政的な削減効果もありました。

「緑のカーテン」については、今後も公共施設等を中心に設置し、エネルギー資源等の節電対策や景観上の美しさなどの効果について広く市民等へ周知・普及を図るなど、環境にやさしい取り組みとして継続します。

### 3 「コミュニティ創生」に向けた取り組み

#### ～ワーキング・チームの取り組みと買物支援事業～

#### 「コミュニティ創生」のあり方に関する研究

市では、「コミュニティ創生」を第4次基本計画の最重点プロジェクトに位置付け、すべての市民が地域において健康で心ゆたかに生活が営めるような、ともに支えあう地域社会をめざしています。そこで、庁内にコミュニティ創生検討プロジェクト・チームを設置するとともに、三鷹まちづくり総合研究所に「コミュニティ創生研究会」（座長：名和田是彦 法政大学法学部教授）を設置し、コミュニティ創生のあり方について研究を進めました。

プロジェクト・チームでは市内公募等による中堅・若手職員 27 人で構成するワーキング・チームを設け、住民協議会、商工会、コミュニティ・スクール委員会、ごみ減量等推進会議など分野の異なる 12 の市民団体と 3 回にわたる意見交換を行い、地域の諸課題を解決するための新たなコミュニティのあり方について研究を進めるための基礎調査を行いました。ワーキング・チームの活動報告書は、「コミュニティ創生研究会」に検討資料として提供しました。



市民団体とワーキング・チームの意見交換会の様子（全体交流会）

これを踏まえ、「コミュニティ創生研究会」では、市職員や学識者による検討を行い、今後のめざすべき方向性などを取りまとめ、市長に報告書を提出しました。

### 【意見交換の主な内容】

メインテーマ	「ともに支え合う地域社会を生み出すために必要なこと」		
サブテーマ	「万一の際に支え合える、ゆるやかな仕組みづくり」 「地域の絆、結びつきを強めるために」		
対象団体	住民協議会、町会・自治会、三鷹商工会、JA東京むさし、三鷹青年会議所、コミュニティ・スクール委員会、青少年対策地区委員会、夢育支援ネットワーク、ごみ減量等推進会議、おやこひろば実施協議会、ほのぼのネット、建築家の会		
実施回	第 1 回[ヒアリング]	第 2 回[ラウンドテーブル]	第 3 回[全体交流会]
時期	8～9月（9回）	9月（4回）	10月6日（木）
内容	団体の活動上の課題や工夫・提案、市への意見・要望を聞く。	ラウンドテーブル形式で、お互いの課題の共有や情報・意見交換を行う。	意見交換会の内容をグループごとに発表し、成果を共有する。
意見交換・懇談会で出された地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会加入率が低下している。</li> <li>・活動の担い手（人財）が高齢化・固定化している。</li> <li>・新旧住民の交流、参加しやすいコミュニティの場が必要である。</li> <li>・市民活動団体間の交流と相互理解の必要がある。</li> <li>・災害時対応の課題（高齢者等の把握困難）がある。</li> <li>・コミュニティ住区と学区の相違によるマイナスの影響がある。</li> </ul>		
意見交換・懇談会で出された提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災をキーワードにした取り組みを推進する。</li> <li>・挨拶で顔の見える関係、信頼関係、程よい距離感ができる関係をつくる。</li> <li>・地域 SNS、ツイッターなど効果的な情報発信をする。</li> <li>・町会連絡組織の設立や住協・町会・自治会・消防団の連携など様々な団体が交流する。</li> </ul>		



八幡神社の「節分祭」で商店会が市場を開催

### 商店街の現状と買物支援事業本部設置

市内では、商店会の解散や商店数の減少などにより、地域によっては近所に商店街がない、商店街はあっても必要な商品が揃わないなどの状況が生じています。また、少子高齢化の進展や、地域のコミュニティ機能の衰退など、社会情勢の変化に伴い、今後、身の回り品や食料品の調達に苦慮する買物困難な消費者が増加することが懸念されています。

このような状況下で、地域の買物環境を整備するためには、商店会による市場（マルシェ）の開催や店舗の誘致などによ

り、商店街内の品揃えを充実させることはもちろんのこと、消費者の送迎や、商品の宅配など、消費者の利便性の向上を目指した取り組みと、同時にそれを支える商店街の収益性の向上、商店街のにぎわい創出が必要不可欠です。

このことから、市では、消費者の利便性の向上と商店街の活性化を一体的に推進するため、市、商工会、商店会連合会、(株)まちづくり三鷹からなる「買物支援事業準備会」を設置しました。この準備会で買物支援のためのモデル事業やその事業継続の方法について協議を重ねた後、同準備会を発展的に解消し、さらにNPO法人みたか都市観光協会、NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構、JA東京むさし農業協同組合三鷹支店を加え、各商店会（協議会）が実施する買物支援事業のサポートを行う「買物支援事業本部」が発足しました。

#### 協議会の立ち上げと「地縁知縁の絆創生プロジェクト」との連携

商店会長連絡会で買物支援事業の概要について説明し、事業に取り組む意思のある商店会を公募したところ、5つの商店会から応募がありました。それぞれの地区特性にあわせた買物支援策が行われています。また、NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が主体となって進めている、東京都新しい公共支援事業「地縁知縁の絆創生プロジェクト」と連携し、活動拠点となる4か所の「まちなか協働サロン」を設置しました。サロンでは、幅広いサービス提供、市民交流及びホスピタリティの融合による協働の事業展開が始まっています。



まちなか協働サロン「西野園」

今後は、これらの事業の実施地域を増やす一方、にぎわいと交流の場の創出、商店会の組織強化、消費者の利便性の向上を図ることにより、商店街の活性化をめざします。

#### 【買物支援事業を実施している商店会の取り組み】

商店会	取り組み内容
三鷹台商店会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お店を紹介するフリーペーパー「井の頭日和」の発行</li> <li>・ホームページ立ち上げによる情報発信</li> </ul>
五小通り商栄会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等が来店の際、どのようなサービスを必要としているかを把握するための「アンケート調査」の実施</li> <li>・「かわら版」を用い、商店会として従前から行われていた戸別宅配サービスの周知活動及び各個店のPR</li> </ul>
三鷹南銀座会 泰成商店会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お買い物を楽しめる定期市場の開催」を目指し、その足掛かりとして三鷹下連雀八幡大神社において市場の開催</li> </ul>
三鷹中央通り商店会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店の自慢メニューや技術、知る人ぞ知る売れ筋商品及びロングセラー商品を取り上げ、三鷹での楽しい暮らしに役立つチラシの作成</li> </ul>

## 4 駐輪場整備基本方針の策定と推進

### 駐輪場整備基本方針の策定の背景

これまで市内の駐輪場は、市が運営する利用登録駐輪場、有料駐輪場、買物駐輪場及び無料駐輪場のほか、民営の駐輪場もあり、複数の利用形態が混在していました。また、それぞれ運営形態が異なっていることから、利用方法や利用料金等も多種多様で、利用者にとって分かりにくく、公平性に欠けているとの指摘がありました。

このような状況を解消し、公平で適正な受益者負担の仕組みを構築するため、「駐輪場整備基本方針」を策定し、駐輪場の適正な利用の促進に向けて取り組むことになりました。

### 駐輪場整備基本方針の策定

市内の駐輪場の利用状況や運用実態等を踏まえ、公平で適正な受益者負担を求めため、市では平成 23 年 7 月に「駐輪場整備基本方針」を策定しました。基本方針では、利用登録駐輪場、買物駐輪場及び無料駐輪場を原則廃止し、一時利用駐輪場と定期利用駐輪場の 2 区分の有料駐輪場を設定する一方、無料で利用できるバス乗り換え駐輪場（サイクル・アンド・バスライド駐輪場：バス停まで自転車で行き、バスで鉄道駅などの目的地へ行くため、バス停の近くに一時駐輪ができる駐輪場のこと）等を設け、駐輪場の再整備に取り組むこととしました。また、適正な利用料金の体系を構築するため、鉄道駅から駐輪場までの距離などの条件に応じて利便性に配慮した利用料金を設定しました。

あわせて、「三鷹市自転車等の放置防止に関する条例」の駐輪場の位置付け及び利用料金を規定する条文等の一部改正を行いました。

基本方針の策定及び条例の一部改正により、駐輪場利用者間の公平性を確保するとともに、利用者に適正な料金負担を求めることができるようになる一方で、これまで市では駐輪場の維持・管理を含む自転車対策に多額の経費を投じていたことから、駐輪場の運営経費を利用料金収入などで補うことにより、市の財政負担の軽減を図ることができるようになりました。

### 駐輪場整備基本方針の推進

「駐輪場整備基本方針」では、①自転車利用者のマナー向上、②利便性の高い駐輪施設の設置、③安定的な駐輪施設の運営、④受益者負担の適正化、⑤買物環境の整備と商店会の振興、⑥鉄道駅に集中する自転車の分散化、⑦放置自転車対策の推進、⑧民間活力を活用した駐輪場管理及び運営手法の導入、⑨近隣自治体との利用料金の均衡と利用の連携の 9 つの視点を基本に取り組みを進めています。



再整備を行った上連雀二丁目駐輪場

駐輪場の再整備については、平成 23 年度に三鷹駅周辺の駐輪場の整備を行い、平成 24 年 4 月 1 日から有料化を実施しました。三鷹駅周辺の駐輪場の一部には、利用開始から一定時間無料で利用できる「一時利用駐輪場」や、「無料駐輪場」を設定

するなど、利便性に配慮した利用料金体系となっています。三鷹駅周辺の駐輪場については、管理運営の適正化を図るとともに、地域と連携した取り組みを進めます。平成 24 年度は、井の頭公園駅、三鷹台駅及びつつじヶ丘駅周辺の整備に取り組み、平成 25 年 4 月 1 日から有料化を実施する予定です。

一方、自転車利用者の交通ルール遵守と安全運転のマナー向上等も課題になっています。市では、自転車安全講習会の実施や三鷹警察署と連携した取り組みを強化するなど、総合的な自転車利用環境の改善に取り組みます。

## 5 「もの忘れ相談シート」を利用した認知症高齢者支援

### 三鷹・武蔵野認知症連携を考える会の取り組み

高齢化社会の到来とともに、認知症高齢者の数は増加傾向にあります。認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることを目的として、平成 20 年に「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」が発足しました。

この会は、三鷹市、武蔵野市、杏林大学医学部付属病院、武蔵野赤十字病院、三鷹市・武蔵野両市医師会、両市地域包括支援センター等で構成され、認知症ケアに係る医療連携、医療と福祉の連携のあり方などの検討を進めてきました。検討の結果、6 種類の「もの忘れ相談シート」を考案し、平成 22 年度からの試行期間を経て、平成 23 年 11 月からこのシートを活用した連携を本格実施しています。



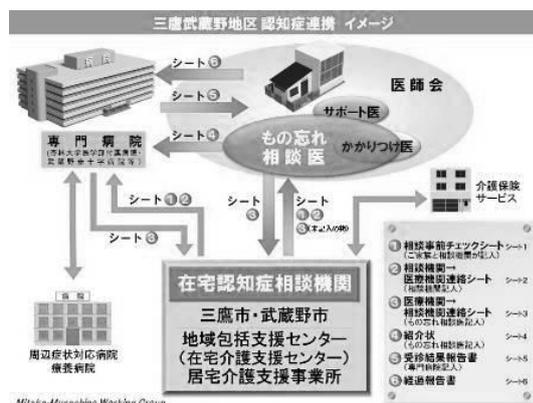
「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」の記者会見の様子  
(平成 23 年 11 月)

### もの忘れ相談シートと今後の取り組み

このシートは、認知症高齢者の状況を記入するもので、認知症に係る医療機関と在宅相談機関との情報共有を図る両市共通の内容になっています。シートは 6 種類あり、①シート 1 「相談事前チェックシート」、②シート 2 「相談機関→医療機関連絡シート」、③シート 3 「医療機関→相談機関連絡シート」、④シート 4 「紹介状」、⑤シート 5 「受診結果報告書」、⑥シート 6 「経過報告書」となっています。

この 6 種類のシートの利点は、どの時点からでも活用できるという点です。とくに、シート 1 「相談事前チェックシート」は、家族が質問項目に該当するかどうかをチェックすることにより、認知症の疑いの有無等を客観的に認識できるようになることから、家族の理解のもと医療機関につなげることができます。また、シート 3 「医療機関→相談機関連絡シート」は、かかりつけ医がこれまでどのような対応をしてきたのか等の情報をシートの記載内容から直接得ることができ、情報の共有化を図ることができます。「もの忘れ相談シート」は、認知症の早期発見・早期治療に役立つと同時に、医療と介護の連携強化にもつながっています。

市では、今後とも「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」を定期的で開催し、事例報告や検証を行いながら、「もの忘れ相談シート」の運用実績の向上に取り組みます。また、認知症高齢者や家族がいつまでも安心して暮らし続けられるよう、市民を対象にした認知症啓発事業や認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症対策に努めるとともに、地域における在宅医療を進めるため、医療・介護・福祉等の連携による取り組みを推進します。



「もの忘れ相談シート」運用イメージ

## 6 待機児童解消に向けた取り組み

### ～公立保育園定数の弾力化と民間認可保育園開設の誘導～

#### 待機児童の推移とその背景

市では、待機児童解消策として幼稚園跡地の活用等による市立認可保育所の整備、公立保育園の定員の弾力運用や認証保育所の整備を中心に、平成 15～ 23 年 4 月までの 8 年間で約 800 人の保育定員の拡充を図ってきました。さらに、平成 23 年度は私立認可保育園 3 園及び認証保育所の開設などにより 330 人の定員を拡充し、平成 22～26 年度の 5 年間に予定していた 500 人の定員拡充を前倒して実現することができました。その結果、平成 24 年 4 月 1 日時点の待機児童数は 128 人となり、前年と比べて約 70 人減少しています。

この間、多額の経費をかけて保育施設を整備し、保育所の定員を増やす取り組みを続けてきましたが、それでも待機児童が解消しない現状があります。その理由としては、市外からの転入者の増加、女性の就労意欲の向上、大規模マンションの建設・宅地開発などが考えられます。また、これらの事情等から保育所に入所を希望する就学前児童数が年々高くなる傾向があり、少子化が進行しても保育需要率は当面伸び続けることが予想されています。

待機児童の内訳をみると、0～2 歳児の乳児が全体の 9 割以上を占めています。保護者からは「子どもの保育環境を変えずに一貫した 0～5 歳児の施設を整備して欲しい」という要望が多くあることから、乳児のみを受け入れる乳児園を多く設置することは難しい状況にあります。



保育園で遊ぶ子どもたち

#### 公立保育園定数の弾力化

三位一体の改革により公立保育所整備に対する国の補助金が廃止されたことを踏まえ、厳しい財政状況が続く状況にあっても効果的効率的に公立保育所の定員を拡充するため、市では老朽化した保育施設

をファシリティ・マネジメントの考え方に基づいて更新する際に、0～2歳児枠を中心に定員拡充を図る取り組みを進めています。これまで西野保育園、中央保育園を建替え、現在は南浦西保育園の建替えに取り組んでいますが、いずれも乳児を中心に定員拡充を図っています。

また、平成22年度には市内に検討チームを立ち上げ、現行の基準を遵守して質の高い保育環境を確保することを前提に、公立保育所の施設整備を伴わない運用定員の弾力化を実施するための方策を検討しました。保護者の理解を得ながら軽微な改修等を行うことにより、公設公営保育所及び公設民営保育所で36人の定員増を実施し、平成23年度も公設民営園において33人（うち乳児4人）の定員拡充を実施しました。

#### **民間認可保育園開設の誘導**

さらなる定員拡充を実現するためには、民間活力の導入による私立保育所の整備が必要不可欠です。その中で、課題となるのが①多様な事業者の参入と、②保育施設建設用地の確保です。市では、これらの課題解決に取り組みながらさらなる定員拡充を実施しました。

①については、これまで社会福祉法人のみが対象となっていた助成金交付要綱を、株式会社やNPO法人等も同等に運営費補助を受けられるように改めるとともに、国の交付金を財源とした東京都の「安心こども基金」による補助制度を活用し、平成22年度は市内ではじめての株式会社設置の私立認可保育園の開設を支援しました。②については、市有地を市内社会福祉法人に一定期間無償で貸し付けることにより、平成24年4月開設の認可保育園を誘導することができました。これらの取り組みは、市費の支出を抑制しながら保育定員を拡充することができることと、「0～2歳児について100人以上の定員拡充」することによって東京都の補助金が増額されることから、事業者及び市のさらなる負担の軽減を図ることができました。



公用地を活用して整備した  
「第二椎の実子供の家」

#### **「待機児童ゼロ」をめざして**

三鷹市は全国で初めて公立保育所での0歳児保育を開始した自治体であり、先駆的な取り組みを続けてきました。しかし、近年は育児休業制度が普及してきたことから、0歳児よりも1歳児の入所希望者が増加するなど、保育に対するニーズも変化してきています。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた視点を重視しながら、地域の保育需要を踏まえた公立保育園の再配置、運用定数の弾力化や定員拡充を進める一方、認可外保育施設については、家庭的保育（保育ママ）におけるNPO法人の支援等について検討を進めます。また、国や東京都の新たな子ども・子育て支援施策の動向を注視しながら、基礎自治体の考え方を積極的に国や東京都に提言するなど、地域の実情にあった子ども・子育て支援施策の推進に向けて取り組みます。

## 7 地域に根ざした芸術文化振興と普及への取り組み

### 三鷹市芸術文化センター「地域創造大賞（総務大臣賞）」受賞

「地域創造大賞（総務大臣賞）」は、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設を顕彰するため、平成 16 年度に創設されました。第 8 回目となる平成 23 年度は、市及び三鷹市芸術文化センターが受賞しました。これは、施設開館以来、市と公益財団法人三鷹市芸術文化振興財団が協働で展開してきたさまざまな取り組みが、「芸術振興と普及を両立した“都市近郊型施設”の旗手」と高く評価され、「文化の薫り高い三鷹」の推進に大きく貢献したことが今回の受賞につながったものと認識しています。今回の受賞にあたり、とくに高い評価をいただいた音楽や演劇に関する取り組みを紹介します。

### みたかジュニア・オーケストラの育成と市内全小学校への訪問演奏事業

みたかジュニア・オーケストラは、財団が平成 11 年に設立した団体です。各地方公共団体や外郭団体が主宰し、本拠地である練習室とホールを持ち、プロの講師陣に指導を受けながら練習できる全国でも数少ないジュニア・オーケストラの 1 つとして、三鷹市出身の著名な音楽家である沼尻竜典氏をアドバイザーに迎え、小学 4 年生から高校 3 年生まで 40 人程度の団員が、毎月 3 回の定期練習、春・夏の強化練習を重ねています。秋には定期演奏会、春にはスプリング・コンサートを開催して日頃の練習の成果を披露する一方、市



みたかジュニア・オーケストラ  
第 12 回演奏会の様子

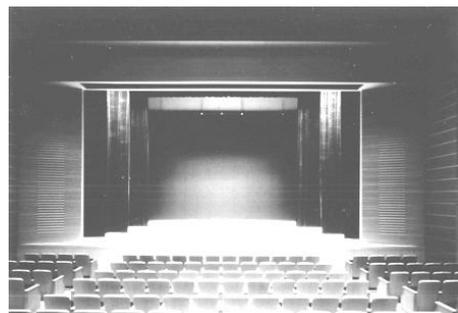
内の高齢者福祉施設や幼稚園などで訪問演奏活動を続けています。また、最近では市制施行 60 周年記念式典や新春賀詞交歓会といった市主催事業の舞台にも出演するなど、積極的に活動の場を広げています。みたかジュニア・オーケストラは、こうした活動を通じ、地域の青少年に音楽を演奏する楽しさや、合奏によるチームワーク、人と人との触れ合いや、地域社会への参加など、さまざまな経験の場を提供することにより、音楽を楽しみながら積極的に地域社会との関わりを深めています。

一方、市内小学校では、プロの演奏家による訪問演奏事業を平成 17 年度から継続しています。これは、コンサートホールで演奏を聴く機会が少ない子どもたちに、幼い頃から良質の音楽を身近に接することができる環境を提供するため、学校の音楽室を会場にして、演奏や楽器の仕組みを説明する取り組みです。子どもたちは五感をフルに働かせながら、グランドピアノの下にもぐって楽器の振動を体感したり、管楽器の息づかいを目の前で感じたりするなど、目を輝かせて音楽を肌で感じながら聴いています。事業の集大成として、毎年 1 月には、芸術文化センター「風のホール」で「ニューイヤー・ファミリーコンサート」を開催しています。コンサートには各学校を訪問したアーティストが出演し、「非日常

空間＝コンサートホール」で本格的な演奏を親子一緒に楽しむことができることから、大変好評を得ています。

#### 若手劇団の登竜門「MITAKA “Next” Selection」

芸術文化センター「星のホール」では、平成 13 年から毎年「MITAKA “Next” Selection」を開催しています。これは、大人の鑑賞にも充分堪える舞台を作り、かつ次世代を担うであろう大きな可能性を秘めている若手劇団を集めて開催しているフェスティバルです。近年では、上演した演劇公演が、新人劇作家の登竜門とされる戯曲賞を受賞するなど、「MITAKA “Next” Selection」自体が演劇界の登竜門として、多くの注目を集める存在となっています。こうして市外からも多くの来場者を迎えることで、施設自体の知名度の向上につながるのももちろんのこと、演劇を楽しむ多くの市民へ刺激を与えるなど、演劇界の裾野拡大にも大きく貢献しています。



芸術文化センター「星のホール」

#### 「文化の薫り高い三鷹」をめざして

(公財) 三鷹市芸術文化振興財団は、市民に優れた芸術文化を提供するとともに、市民の自主的な芸術文化活動を支援するなど、「文化の薫り高い三鷹」にふさわしい地域文化の発展に寄与するために設立された財団です。芸術文化は、人々の心に潤いと安らぎを与え、創造性を育むとともに、人々の多様性を受け入れることができる心豊かな活力ある社会を築いていくエネルギーとなることから、これからも市と財団の協働の取り組みを展開することにより、芸術文化の振興を通じてまちの活性化に取り組みます。

## 8 第 4 次基本計画及び個別計画の同時策定に向けた取り組み

### 第 4 次基本計画と個別計画の同時策定に向けた取り組み

市では、新たな総合計画となる「第 4 次三鷹市基本計画」(目標年次：平成 34 (2022) 年度) を平成 24 年 3 月に策定しました。策定にあたり、基本計画と 23 の個別計画の策定・改定を同時に進めたことは、全国初の取り組みといえるものであり、作業を効率的に進めながら基本計画と個別計画の機能的な役割分担と連携を図ることができました。また、計画期間を市長の任期と連動させることにより、市長のマニフェストを反映することができる仕組みとしたことも、大きな特徴のひとつです。

基本構想及び第 3 次基本計画を策定した際には、市民の視点からの提言を行うため、市民参加組織として 375 人の公募市民からなる「みたか市民プラン 21 会議」を設置することで、「白紙からの市民参加」を実践しましたが、第 4 次基本計画及び個別計画の策定にあたっては、自治基本条例が制定され、「参加と協働」が日常化してきた状況等を踏まえ、普段は市政に参加する機会が少ない市民の声を反映できるよう、「多元的・多層的」な市民参加

方式を採用しました。

#### 「多元的・多層的」な市民参加の実践

基本計画策定に向けた取り組みは平成 21 年度から始まりました。平成 21 年 7 月に N P O 法人三鷹ネットワーク大学推進機構と共同設置したまちづくり総合研究所に「第 4 次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」を設置し、第 4 次基本計画と個別計画のあり方や、地域課題や政策課題の検討における市民参加のあり方などに関する検討を行いました。

平成 22 年度には、市民ニーズ等を幅広く把握するため、市民意向調査及び団体意向調査を実施するとともに、コミュニティ住区ごとの「まち歩き・ワークショップ」（取り組みの詳細については、「自治体経営白書 2011」24 ページに記載）を実施しました。また、自治基本条例制定後の特徴的な取り組みとして、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」の制定を受けて、市民会議・審議会において専門的な知見等を交えて検討が加えられたことも特徴です。条例に基づき、会議の原則公開また無作為抽出による公募市民を委員に加えながら、これまでの施策の達成状況や今後の課題等について議論を交わしました。

平成 23 年度は、本格的な策定作業に取り組み、多種多様な市民参加の機会を設けました。



骨格案に関するまちづくり懇談会

基本計画の骨格案及び素案を策定した際には広報特集号を発行し、計画の内容の周知を図りました。とくに、骨格案の広報特集号にはアンケート用紙を折り込んだところ、3,000 通以上の回答をいただき、市民の関心の高さが明らかになりました。また、骨格案、素案の各段階で、誰でも参加できる住区ごとの「まちづくり懇談会」を開催するとともに、「パブリックコメント」を実施しました。

#### 初の 100 人規模で実施した「みたかまちづくりディスカッション」

最も特徴的な市民参加の取り組みとして、無作為抽出の市民の方が参加した「みたかまちづくりディスカッション」（平成 23 年 10 月実施）が挙げられます。市では 4 回目の開催となり、市民参加のひとつの方法として定着してきましたが、今回は初めて 100 人規模に拡充して 2 日間実施するとともに、4 つのテーマ（「ともに支えあうまち」「災害に強いまち」「活力と魅力のあるまち」「環境にやさしいまち」）について話し合いを進めました。

実施に際しては、N P O 法人みたか市民協働ネットワークとパートナーシップ協定を締結し、行政主導ではなく市民主体の実行委員会形式としました。そのため、市では担い手となる人財を育成するため、平成 22 年度にまちづくりディスカッションコーディネーター養成講座を開催しました。三鷹青年会議所、三鷹商工会、J A 東京むさし三鷹地区青壮年部、住民協議会、地域自治組織、コミュニティ・スクール、N P O など多様な団体で活躍する 37 人の方々が受講し、当日の運営に関わることにより、会議の参加者はもちろんのこ

と、幅広い層の市民が「みたかまちづくりディスカッション」に携わることになり、三鷹のまちづくりについて考える契機となりました。

当日は、住民基本台帳から無作為に抽出した1,800人の市民の中から1日目98人、2日目94人の方々が参加し、活発な議論が行われ、多くの意見が出されました。

#### 市民の意見を反映した重点プロジェクトの設定

「多層的で多元的」な市民参加の取り組みにより、骨格案や素案に対して多くのご意見をいただいたことから、市ではこれを基本計画に反映するよう努めました。

骨格案の段階では、「都市再生」「コミュニティ創生」の最重点プロジェクトと「危機管理」の緊急プロジェクトとともに、5つの「重点プロジェクト」を設定していました。しかし、これらの市民参加の中からは、道路や交通に関する多くの意見が寄せられたことから、「交通環境の整備」に係る施策を重点的に推進することが必要不可欠であると考え、6つ目の「重点プロジェクト」として「都市交通安全プロジェクト」を素案に追加しました。

#### 「参加と協働」の深化と「持続可能な」自治体経営の創造に向けて

第4次基本計画では、「参加と協働」「行財政改革」を政策の基礎と位置付けています。また、これまで続いてきた人口増加を前提とするのではなく、将来確実に訪れる人口減少時代を見据え、施策の「重点化」と「スリム化」を図るため、「低成長時代」における緊縮財政を常に想定した計画となっています。

市では、計画を積極的かつ着実に推進するため、平成24年度を基本計画及び各個別計画の「実行元年」と位置付けました。自治基本条例の趣旨を踏まえ「参加と協働」のさらなる深化を図るとともに、厳しい財政状況を克服するために常なる行財政改革を進め、「持続可能な」自治体経営の創造に向けて取り組みます。



100人規模で実施した「みたかまちづくりディスカッション」